**山鹿市中小企業人材育成助成事業補助金**



|  |
| --- |
| 市内中小企業者が、中小企業大学校の研修を受講する場合の、受講料の一部を助成します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **補助対象者** | 次のすべての要件を満たす者が対象となります。1. 市内に主な事業所又は事務所を有する中小企業者及びその従業員

※「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの1. 商工会議所又は商工会の推薦を受けたもの
2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が九州内に設置する中小企業大学校における研修を受講するもの
 |
| **補助対象経費** | 研修受講料 |
| **補助率・****補助上限額** | 補助率 ： 対象経費の3分の2　補助上限額 ： 年度ごとに１事業者あたり１０万円 |
| **申請期限** | 研修予定日の20日前まで※予算状況により、申請期間でも受付を終了する場合があります。 |
| **申請書類** | 1. 交付申請書
2. 受講決定通知書の写し
3. 商工会議所又は商工会の推薦書
 |

※詳しくは、山鹿市ホームページをご確認ください。

QRコード

|  |  |
| --- | --- |
| **山鹿市中小企業人材育成助成事業** | 🔍 |

|  |
| --- |
| 申請・問い合わせ先 |
| 山鹿市役所　商工政策課　物産振興係　　TEL：０９６８－４１－５６９８ |